# 羽沢小学校いじめ防止基本方針

いじめは、最も卑近な人権侵害行為であり、許されるべきものではありません。

本校では、国のいじめ防止対策推進法(平成25年9月)及び横浜市基本方針(平成25年12月)に基づき、羽沢小学校いじめ防止基本方針を策定します。

# □ いじめとは

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係のある他の 児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為等(インターネットを通じて行われるものを含む。) であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」(文部科学省定義による)

# □ いじめ防止のための本校の基本方針と目的

教職員、児童、保護者がそれぞれの役割を自覚しながら、地域と協働していじめが発生しにくい学校づくりを推進します。発生したいじめについては、かかわったすべての児童について指導・支援を行い、だれもが安心して豊かに生活することができるいじめのない社会の担い手を育成します。

#### ○それぞれの役割

- 教職員~子どもの日常的な変化に敏感に気づき、気持ちに寄り添った指導を行います。磨かれた人権 感覚を日常の指導に生かし、いじめを生まない温かな学校・学級風土づくりをします。
- 児 童~いじめを見つけたら、勇気をもってその行動をやめさせます。いじめをした友達もいじめられた友達もみんなが仲良くなれる方法をみんなの問題として考えます。
- 保護者~子どもを加害者にも被害者にも傍観者にもしないために、普段から子どもの様子や変化をしっかりとらえ学校と共有します。学校、保護者、地域との情報交換の場に積極的に参加し、 多くの目の中で子どもを育てます。

### □ いじめ防止のための具体的取組

#### (1) 未然防止

特別支援教育の視点による全員参加型授業や体験活動等の中で、子どもの自己有用感を高め、いじめを発生させない学校風土を醸成します。また、道徳教育や読書教育の推進、子どもの社会的スキル横浜プログラムの計画的実施等で、自他ともに認め合う豊かな心を育てます。

#### (2) 早期発見

教職員は児童理解、特別支援教育、人権教育等の研修に努め、子どもに寄り添う指導・支援に 努めます。定期的なアンケートをもとに日常的な教育相談を行い、いじめの早期発見に努めます。

# (3) 措置

発生したいじめには、迅速かつ組織的に解決に当たります。被害児童に寄り添い支援するとともに、かかわった児童については、それぞれの保護者と協働し、再びいじめを生まないための指導・支援を行います。必要な場合には、外部専門機関と連携します。

# □ いじめ防止対策校内委員会とその役割

(1) 構成員(本委員会は、必要に応じて随時開催します。)

校長・副校長・児童支援専任・養護教諭・児童指導部長・特別支援教育コーディネーター・主幹 教諭・(いじめが発生した) 学年職員、・必要に応じて福祉や心理、法律等の専門家

# (2)役割

- ・いじめ事案への調査及び対処・指導・支援方針の決定します。
- ・必要に応じて、教育委員会、PTA、学校運営協議会への報告します。

# □ いじめ防止のための校内教育活動年間計画

時期	内 容
4月	学級開き (学級風土チェック、横浜プログラムによる人間関係づくり)、
	羽沢スタンダード(生活・学習)による一貫した指導方針の共有
5月	学級風土チェック、「学校生活についてのアンケート」実施、児童会を中心とした全学級
	でのいじめについての話合い活動、Y-P アセスメントによる児童・学級理解、学級経営
	方針の立案、
6月	児童会でのいじめ防止についての取組開始、非行防止教室、中学校ブロック子ども会議
7月	SNS 等に関する指導(3~6年)、区子ども会議
9月	子ども会議報告による児童会でのスローガン決定
10 月	「いじめ解決のための生活アンケート」実施
11 月	いじめ解決一斉キャンペーン、
12 月	人権週間(横浜プログラムによる人権意識向上)
1月	学級風土チェック、「学校生活についてのアンケート」実施、
	Y-P アセスメントによる児童・学級理解、学級経営方針の検証
2月	児童会による振返り
	羽沢スタンダードについての振返りと改善
3月	全職員による学校風土チェックと次年度への方針の立案
	児童への支援の総括と次年度への指導の引継ぎ

### □ 重大事態に対する対処

- ・重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告します。
- ・「いじめ防止対策校内委員会」は迅速に対処・調査を実施し、その結果を教育委員会に報告します。 事案に関係した児童及び保護者に、調査によって明らかになった事実関係を説明します。
- ・必要に応じ、警察や児童相談所等の外部機関と連携し、児童・家庭の支援を行います。
- □ この基本方針は、必要であれば改訂し、改めて公表します。